

## 「(仮称)東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(素案)の概要について

### 1. 条例制定理由

子ども・子育て支援新制度の施行へ向けた児童福祉法の改正に伴い、国・都道府県・市町村以外の者は、あらかじめ市町村に必要事項を届け出て放課後児童健全育成事業を行うことができるとされました。また、放課後児童健全育成事業を行う者は、市町村が条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を遵守することとされています。

### 2. 国の基準との関係

児童福祉法では、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたっては、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数」については、厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています。

#### ※従うべき基準とは

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

#### ※参酌すべき基準とは

自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

### 3. 条例で定める内容

市の条例において、厚生労働省令で定める基準に従い若しくは参酌し定める内容

は、概ね次のとおりです。

(趣旨)、(一般原則)、(非常災害対策)、(職員の一般的要件)、(職員の知識及び技能の向上等)、(設備の基準)、(職員)、(利用者を平等に取り扱う原則)、(虐待等の禁止)、(衛生管理等)、(運営規程)、(備える帳簿)、(秘密保持等)、(苦情への対応)、(開所時間及び日数)、(保護者との連絡)、(関係機関との連携)、(事故発生時の対応)、(経過措置)

#### 4. 市の考え方

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を新たに条例で定めるにあたり、本市の実情に厚生労働省令で定める基準と異なる基準とする事情、地域の特性は特段ないと考えることから、厚生労働省令の基準（国基準）を用いて本市の基準としていく予定です。